

(2) 環境関係附属機関、協議会等
資料1-2 環境関係附属機関等

| 名 称 | 設 置 法 令 (設置年月日) | 所 掌 事 務 | 組 織 | 備 考 |
|------------------------------|--|--|--|-----|
| 環境審議会 | 環境基本法第43条第1 (H6.8.1) | 環境の保全に関する基本 的事項を調査審議するこ と。 | 会長 1人 副会長 2人 委員 30人以内 (含会長、副会長) 専門委員 幹事 若干名 | |
| 公害事前審査会 | 三重県公害事前審査会 条例第1条 (S47.7.7) | 工場又は事業場の新設又 は増設に伴う公害の防止 に関する技術的事項を審 査すること。 | 会長 1人 委員 10人以内 (含会長) 幹事 若干名 | |
| 環境影響評価委員会 | 三重県環境影響評価条 例第50条第1項 (H10.12.24) | (1) 環境影響評価の技術 的事項に関すること。 (2) 環境影響評価方法 書・準備書について知事 に意見を述べること。 (3) 事後調査報告書等 について知事に意見を述 べること。 (4) その他環境影響評価 に関する重要な事項で、 知事が必要と認める事項 に関すること。 | 会長 1人 委員 20人以内 (含会長) 幹事 若干名 | |
| 公害審査会 | 三重県公害審査会条例 第2条 (S45.11.1) | 公害に係る紛争につい て、あっせん、調停及び 仲裁その他公害紛争処理 法に規定された事務に関 すること。 | 会長 1人 委員 13人 (含会長) | |
| 自動車排出窒素酸化 物等総量削減計画協 議会 | 自動車から排出される 窒素酸化物及び粒子状 物質の特定地域におけ る総量の削減等に関す る特別措置法第10条 (H4.6.3) | 窒素酸化物総量削減計画 又は粒子状物質総量削減 計画に定められるべき事 項を調査審議すること。 | 会長 1人 副会長 1人 委員 25人以内 (含会長、副会長) | |
| 自然環境保全審議会 | 三重県自然環境保全条 例第38条 (H15.3.17) | 三重県自然環境保全条 例、三重県立自然公園条 例及び鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に関する法律 (審議会の権限に属して いる事項)、温泉法(審 議会の権限に属している 事項)の所掌事務を調査 審議すること。 | 会長 1人 副会長 1人 委員 30人以内 (含会長、副会長) | |
| 森林審議会 | 森林法第68条 (S26.10.30) | 森林法又は他の法令の規 定により、その権限に属 せられた事項を処理する ほか、この法律の施行に 関する重要事項について 審議すること。 | 会長 1人 委員 15人以内 (含会長) | |